

公的研究費の管理・監査の実施体制について

制定 2015年9月9日

改定 2023年4月1日

梅花女子大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定、令和3年2月9日）」を受け、公的研究費の適正な管理・監査を行なうために、その実施体制を次の通り定める。

1. 全体の運営・管理に関する責任体制 ※別表①参照

(1) 最高管理責任者：学長

- ・ 機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- ・ 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- ・ 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は責任を持って公的研究費の運営・管理が行なえるよう、啓発活動を定期的に行い、研究者の倫理意識の向上を図り、適切にリーダーシップを発揮する。

(2) 統括管理責任者：総務部長

- ・ 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ・ 不正防止対策の基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者：各学部長、各研究科長、教育・研究支援センター長

- ・ 各部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
- ・ 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- ・ 不正使用防止を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ・ 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- ・ 研究倫理教育の企画・改善などの審議や変更については、部長会において行う。

(4) コンプライアンス推進副責任者：各学科長、各専攻主任、教育・研究支援センターGM

- ・ コンプライアンス推進責任者の指示の下、日常的に実効的な管理監督を行なう。

(5) 研究倫理教育責任者：各学部長、各研究科長、教育・研究支援センター長

- ・ 研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ。
- ・ 不正行為防止を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての

構成員に対し、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(6) 経費管理責任者：教育・研究支援センター長

・ 公的研究費の経費管理において、実質的な責任と権限を持つ。

(7) 経費管理担当者：教育・研究支援センター職員

・ 公的研究費の経費管理において、日常的な事務処理を行なう。

2. 不正防止計画推進部

公的研究費における不正を未然に防止するため、教育・研究支援センターを不正防止計画推進部とする。

【構成員】 総務部長、教育・研究支援センター長、GM、センター職員

3. 学内監査部門

公的研究費の適正な管理のため、総務部に学内監査部門を設置する。

【構成員】 総務部長、内部監査担当者、庶務グループ GM、財務グループ GM

4. 相談窓口

公的研究費の事務処理手続きおよび使用ルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

【相談窓口】 教育・研究支援センター

TEL : 072-643-6504 E-mail : k-soudan@baika.ac.jp

5. 通報窓口

公的研究費の不正使用や研究活動上の不正行為について、学内外からの通報を受け付ける窓口を設置する。

【通報窓口】 総務部庶務グループ

TEL : 072-643-9018 E-mail : k-report@baika.ac.jp

- 附 則
- 1 この規程は、2023年 4月 1日から施行する。
 - 2 この規程の改廃は、部長会の議を経て、学長が行うものとする。

※別表① 運営・管理に関する責任体制

《公的研究費に係わる事務組織と各部署の関係図》

